

## 給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定の失効

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第2項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定が失効したので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第3号の規定により公示する。

公示日:令和8年2月18日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地	失効年月日
第2197号	有限会社 一秦工建	埼玉県八潮市八潮七丁目41番地28	三上 順一	名称:有限会社 一秦工建 千葉営業所 所在地:千葉県千葉市若葉区貝塚町563番地1	令和8年 1月19日